

省 令

○農林省令第十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十八年三月七日

農林大臣 櫻内 義雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「久米島」を「沖縄群島」に改める。

別表二の一の項の地域の欄中「久米島」を「沖縄群島」に改め、同表の三の項の地域の欄中「沖

縄群島(久米島を除く。）」を削る。

別表四の二の項の地域の欄及び別表五の二の項の地域の欄中「久米島」を「沖縄群島」に改める。

附 則

この省令は、昭和四十八年三月十二日から施行する。